

第2回「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」 議事録

開催日時：令和3年3月24日（水）

午後3時33分から午後5時32分まで

於：オンライン開催

〔出席委員〕

田中座長，池上委員，高橋委員，田村委員，林委員

〔省庁出席者〕

（出入国在留管理庁）

松本次長，佐藤審議官，丸山在留管理支援部長，近江政策課長，田平在留支援課長，稲垣外国人施策推進室長

（内閣官房）

初又内閣参事官

（内閣府）

荻野政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付主査

（総務省）

上坊自治行政局参事官（国際担当）

（文部科学省）

北山国際教育課長，氷見谷国際課長

（文化庁）

柳澤国語課長

（厚生労働省）

石津外国人雇用対策課長

（経済産業省）

笹本産業人材政策室室長補佐

（国土交通省）

下田平賃貸住宅対策室長

1 開 会

○稲垣外国人施策推進室長 本日も御多忙の中，お時間賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので，ただいまから第2回外国人との共生社会の実現のための有識者会議を始めさせていただきます。

本日につきましても，新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮いたしまして，オンラインで開催させていただきます。いろいろと御不自由をお掛けい

たしますが、御協力の方をよろしくお願い申し上げます。

それから、本日は佐藤先生が御都合により欠席でございますので、5名の先生方での開催ということでございます。

それでは、田中先生、よろしくお願いいたします。

○田中座長 それでは、第2回外国人との共生社会の実現のための有識者会議を開催いたします。座長を仰せつかっております田中でございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

本日から具体的な論点について議論をするということになりますが、議事に先立ち、第1回目、林委員が御欠席でして、今日御出席いただいておりますので、最初に簡単に自己紹介をお願いできませんでしょうか。

林先生、よろしくお願いします。

○林委員 皆さん、こんにちは。前は参加できずに失礼いたしました。林と申しまして、現在、国立社会保障・人口問題研究所の副所長をしております。今年度から副所長ということで、その前は国際関係部長をしておりました。人口問題の中でも一つの分野が国際人口移動ということになりますので、そういった研究をしております。どちらかという統計の面から見ていろいろ分析をすることが多いですが、今、研究所では送出し調査、アジア健康構想の研究等も行っており、池上先生にもそういうことで前にいろいろお世話になったりしておりました。この外国人共生というテーマも指標があるので、国際的な指標にのっとった形でやろう、やろうと言いながら、結局今になってしまったという、そういう状態になっております。

それから、前回の会議で、我々は当事者ではないという話が議事録に載っておりましたけれども、確かに日本においては日本人で、当事者ではないんですが、以前、私はアフリカのセネガルに4年、それから、もっと昔にフランスに1年ということで、逆に自分が当事者というか、外国人という形になっておりましたし、そういう意味で、外国人といってもいろいろあるという話もあるのかなと思っているところです。毎月1回、この会議が開かれるということで、非常に楽しみにしておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○田中座長 どうもありがとうございました。それではよろしくお願いいたします。

2 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱えている在留外国人の状況等について（報告）

○田中座長 それでは、議事次第に沿って議事を進めてまいります。

議事（1）ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱

えている在留外国人の状況についてということであります。新型コロナウイルスに関する現状については、前回会議でも簡単に御説明いただいておりますけれども、改めて補足的に御説明をいただくということにしたものでございます。資料は出入国在留管理庁と厚生労働省から提出されておりますが、文部科学省からも口頭で御報告いただけると了解しております。

それでは、事務局からよろしくお願いします。

○近江政策課長 田中座長, ありがとうございます。政策課長の近江と申します。よろしくお願いいたします。本日は資料も多いため、可能な限り簡潔な説明に努めたいと思っております。

また、関係省庁の皆様におかれましては資料の作成等、御協力いただき本当にありがとうございます。

それでは、今、田中先生から御紹介いただきました新型コロナウイルス感染症の影響により困難を抱えている外国人の状況等について説明させていただきます。

まず資料1の1ページ目をお開きいただけますでしょうか。出入国在留管理庁固有の業務として実施しております施策を御紹介させていただきます。上段が、帰国困難な在留外国人等に対する在留資格上の特例措置です。新型コロナウイルスの感染拡大により二つ問題が起きまして、一つ目は母国への飛行機が飛ばない等により帰国できなくなってしまうという問題、二つ目は、日本に来たばかりであるのに突然解雇されたり、留学生が就職の内定を得ていたのに解雇されてしまい、在留資格はあるものの在留上の根拠がなくなってしまう問題という二つの大きな問題が生じました。

それに対する対応でございますが、1ページ目上段上の「本国等への帰国が困難な技能実習生等に係る取扱い」として、簡単に申し上げますと、留学生、技能実習生等の状況に応じて在留資格を与え、また、就労ができるような方々、就労したい方については就労ができるという状況を作るということを在留資格上の特例措置としてやっております。数字としましては、本国への帰国が困難な元留学生につきましては、就労可能な在留資格を付与された方が約1万1,400人、本国への帰国が困難な技能実習生の方につきましては、約3万6,900人という状況でございます。

1ページ目上段の下「解雇された技能実習生等に対する雇用維持支援」につきましては、技能実習生が転職する際は基本的には同一職種で転職ということになりますが、今回、特例措置ということで、いわゆる人手不足分野に対してであれば転職を認め、1年の在留資格を許可するという取扱いをいたしました。下の方に書いてありますが、今のところ令和3年3月8日時点で4,265の方に許可をしております。転職分野としましては、飲食料品製造業が非

常に多く、約4割を占めている状況になっております。

1 ページ目の下の段は情報提供でございます。こちらは4 ページの方に詳しく書いておりますが、出入国在留管理庁の取組といたしまして一元的相談窓口、こちらは令和2年度におきましては197の自治体に設置していただいておりますが、この自治体に対して交付限度の倍額の交付金額を出すという措置を講じまして、例えば、コロナで電話回線が必要になって増設したい等の用途に使っていただいております。

次がF R E S C（外国人在留支援センター）のヘルプデスクでございます。昨年の7月に四谷に外国人在留支援センターを作りまして、4省庁8機関、出入国在留管理庁ほか法テラス、東京労働局、ジェトロ、外務省等いろいろな機関が入居しており、ワンストップでの連携をして問合せに対応しているという状況でございます。また、新型コロナウイルスの影響で困っている外国人がいるということで、昨年9月から無料で14言語の相談を受け付けておりまして、1月末まで約2,000件の相談を受けております。こちらは、月別に見ますと徐々に増えてきており、需要が減っていないということを認識している状況でございます。

そのほか、ポータルサイト、メール配信サービスなどを新しくやっており、相談や情報提供を行っているという状況でございます。

次が5 ページでございます。こちらは厚生労働省に資料をお作りいただきました。ハローワークにおける外国人の新規求職者数の推移ということで、上段に書いてございますが、昨年1月から対前年同月比は一、二割増加しております。昨年の6月がピークで1.89倍となっております。それ以降、低下はしていますが、直近では上昇傾向もございまして、依然として注視が必要という状況でございます。

次のページは、外国人求職者や外国人を雇用する事業主に対する相談支援体制を補助しているという話、最後の7 ページは、出入国在留管理庁では「特定活動（就労可）」という在留資格の付与の措置はできますが、在留資格を付与しても就職先がなかなか十分ではない中で、ハローワークにおいて初めて留学生を対象としたアルバイトの面接会を開催したという取組を厚生労働省から紹介いただいております。

簡単でございますが、以上です。

○田中座長 それでは、文部科学省からお願いできますか。

○北山国際教育課長 文部科学省の国際教育課長でございます。よろしくお願いいたします。文部科学省の方では、コロナ禍が始まってすぐ、昨年5月に外国人児童生徒に対する学習指導、支援について、自治体に対して通知を出しております。そこでは、文部科学省に設けました子供の学びを応援するためのリン

ク集のサイトであるとか、日本語指導教材を集めた情報検索サイトを活用してくださいといったことを呼びかけたり、ＩＣＴを活用した日本語指導の推進、あるいは学校から保護者に適切な情報提供を行うこと、児童生徒の情報把握をきめ細かに行ってほしいとか、保護者の就労状況の変化に応じて適切に相談連携体制を作ってほしいといったようなことを依頼しているところでございます。

その後、外国人児童生徒の状況についての調査は行っていないんですが、今年２月に三つの外国人児童生徒の多い自治体、静岡県浜松市、愛知県豊橋市、岐阜県可児市からヒアリングを行ったところ、外国人児童生徒の増減といったようなことについて、余り大きな変化はないということを聞いております。また、不就学の子供が増えているというような状況も現時点では見られないと言われました。また、外国人学校から公立学校への転入者というのも例年並みであり、急増している様子はないとのこと。また、例えば浜松市では、外国人の子供がコロナ禍で不就学に陥ることがないように、日本語指導等を行う教室を増設する取組を進めようということを考えておられるようでして、こちらに対しては文部科学省の補助事業で来年度、支援をする予定としております。

国際教育課からは以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の二つの御報告に対して御質問ないし、あるいはコメントがあれば、委員から御発言いただければと思いますが、挙手機能を使って手を挙げていただいてもいいですし、画面に向かって本当に手を挙げていただいても結構です。いかがでしょうか。

それでは、池上先生、どうぞ。

○池上委員 池上でございます。一つ質問をさせていただきます。７ページの資料のハローワーク新宿の取組のところで、普段は中国籍が多いけれども、今回はベトナム出身の留学生が多数参加したということが書かれています。今、皆さん御案内のように、ベトナム国籍の方が非常に増えている状況で、ここでベトナムの方が、留学生が増えたというのは、何か理由があるのか、東京の状況がよく分からないので、教えていただきたいと思います。つまり、ベトナム語のサービスが充実したので来たのか、あるいはベトナムの留学生が新宿エリアで最近増えているのかというような辺りの状況を教えていただければと思います。

○田中座長 では、この件については近江課長から答えていただけますか。

○近江政策課長 厚生労働省が参加しておられますので、厚生労働省からよろしくをお願いします。

○田中座長 それでは、厚生労働省から御説明いただけますか。

○石津外国人雇用対策課長 厚生労働省の外国人雇用対策課の石津と申します。

この１２月２４日と２５日に開催した留学生向けアルバイト面接会につつま

しては、私どもの現場の感覚として、中国人やネパール人の方と同じく、ベトナム人の留学生は統計上多いはず、たくさんいるはず、しかし利用が少ないという実感を持っておりました。この年末に開催した留学生向けアルバイト面接会については、ベトナム人の支援団体、具体的には在日ベトナム人の方の団体ですとか、あるいはベトナム人の留学生などを支援しているNPO、それから、海外の送金事業者などに対して、SNS等でのこの面接会開催に関する周知広報の依頼をいたしました。また、文部科学省の御協力を得て、大学などに対して、また法務省の御協力を得て、日本語学校に対して、この面接会開催の周知広報をいたしました。こういった通常行っていない周知広報をいろいろな団体、あるいは他省庁の御協力も得て周知広報をした結果、通常ハローワークを利用することがないベトナム人の留学生の方にもこの面接会開催の情報が届いたものと認識してございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。池上先生、何か更にフォローアップありますか。

○池上委員 非常に明確な説明をいただき、ありがとうございました。そして、そこには非常に重要なヒントがあるなと思って、伺いました。こういうサービスをやっていますよというだけではやはり駄目で、それが当事者に届くためには、省庁あるいは行政機関の情報発信だけじゃなくて、やはりその当事者と近いところにしっかりと情報を打ち込んでいくという、それが今回、功を奏した好事例だと思います。どうもありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

これ、ただ、ベトナム人で帰れなくなってしまった人がいっぱいいるというのとは関係はしていないですか。

○石津外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。その点でございますが、中国人留学生、ネパール人留学生に比べて、ベトナム人留学生がハローワークを利用していないという実感は私どもの出先のハローワーク、具体的にはハローワーク新宿の職員がいつ持ったかという、昨年の4月、5月、6月頃です。緊急事態宣言があった後、また緊急事態宣言が明けて数か月について、中国人、ネパール人の留学生に比べてベトナム人留学生が来ていないという実感を持っていると私がハローワーク新宿の職員から直接聞きました。ですので、帰国できない状況というのはかなり多くの国について共通していたのではないかなと思っております。おっしゃられるように、帰国困難であるということで、出入国在留管理庁から特別な在留許可をいただいて日本に短期的に滞在できるようになり、かつ資格外活動ができるという、そういう就職活動をする母集団が増えているというのはあるのかもしれませんが、しかし、母集団が増えているとい

うことと、就職活動をハローワークを通じで行うか、それともSNS等を通じて、Facebook等を通じて自分たちの同じ出身国のコミュニティの中で行うか、これは同じことではない。恐らく、ベトナム人の方が仕事を探すという場合、まず第一に頼るのはFacebook等でのグループを通じたコミュニティの中での就職活動なのだと思います。ですので、御指摘の点を否定するつもりはないのですが、それと同時に、ハローワークをどれだけ利用するかということについて、それぞれの出身国の特性というのがあるのではないかなと考えております。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、高橋委員から、どうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。政府の今回の取組は、ある意味でセーフティネットを作るということで評価できると思うんですけども、ちょっと気になるのが、今回の措置で在留資格上就労可となっているわけですが、イコール就労ではないと思うんですね。やはり困難に陥っている人たちが希望どおり働けているのかという意味で、ちょっと相場感が知りたいんですけども、例えば、2ページの右側に数字がずっと並んでいますけれども、この数字と就職できた4,265人(資料1の3ページ目)を比べていいのか、何を分母にして、働いている人を分子にして考えたらいいいのか、そこを教えていただきたいということ。それから、ここから先はコメントになりますけれども、新年度に入り、あるいはコロナ禍から1年以上たって、帰国困難な状態がまだ続いていますから、更に支援が必要な外国人が増える可能性があるのではないかと。日本全体で見ても、雇用情勢はまだ悪化するかもしれないという中で、やはりこの体制を更に強化していく必要があるのではないかとということ。それから、逆に、コロナのワクチン接種が進めば国内で旅行需要なんかが急回復する可能性もあるわけですし、そういう意味では、むしろこれからは逆に雇用のマッチング機能も非常に重要視されてくると思いますので、その辺のところも一緒に政府として準備しておく必要があるのではないかとということを申し上げたいと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。そうしたら、前段の方については、これはどうしますか、これも近江課長でいいですか。

○近江政策課長 高橋先生、ありがとうございます。まず、2ページの表でございますが、左の方のブルーで囲っている対象者につきましては、「特定活動」で就労可とか不可という形に書いてあります。一番下はいわゆる雇用維持支援であり、特定産業分野に就労可と書いてありますが、おっしゃるとおり、見方が実は違っておりまして、下の特定産業分野で就労するための在留資格変更には、契約が成り立ったか、雇用契約があるかというのを確認させていただき、

また、それが特定産業分野であるかというのを確認して許可をしておりますので、約4,200人の方はその許可をした時点で確実に雇用が成り立っていたということは我々、確認できております。ただ、上にあります「特定活動」の方々については、就労可であるという状態で在留許可をしておりますが、その段階で雇用が成立、契約があったか、なかったかというところは、この在留資格を与える際に確認をしておりますので、そういう意味では分母、分子の関係にはなっていないと、別のものと考えていただければと思っております。

もう一つ御質問いただきました、これからの雇用情勢でございますけれども、厚生労働省より追加していただければと思うのですが、我々はこの措置を今後どうするかというところが一つの課題だと思っております。帰国困難ということを前提に在留資格上の特別な取扱いをしておりますが、現在、緊急事態宣言は解除されましたが、帰国便の就航状況等を見ますと、大幅に改善したという状況にはまだなっておりません。そういう状況では、帰国できない方々というのは引き続き一定程度いらっしゃり、状況は余り変わっていないと認識しております。今、今のところこの措置は継続をしようと考えております。ただ、帰国が可能となる等状況が変われば再検討するという形になろうかと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

○高橋委員 帰国便が実際に飛ぶようになって帰国が可能になったとしても、彼らの中で帰りたくないという人が出てくる可能性は多分にあるという理解でいいですね。

○近江政策課長 おそらくそういう方もいらっしゃると思いますので、例えば特定技能のための試験を受けていただくとか、違う在留資格に変更していただくということは我々も御案内をしようと考えております。

○田中座長 よろしいでしょうか。

それでは、次は田村委員、どうぞ。

○田村委員 ありがとうございます。ちょっと今のテーマと外れるかもしれないのですが、今後の議題にも載らないので、ちょっとお尋ねしておきたいのがワクチンのことです。ワクチン接種、一般にはまだこれからですが、自治体でどのように住民の方にクーポンを配り、どのようにもれなく接種してもらうのかということで、自治体側からも大いに悩んでいて、外国人の方に届くのかというところで、割と相談をよく受けています。一方で外国人の方も、日本で接種するのか、帰ってから接種するのか、お隣、韓国は、海外在住の韓国人も韓国に来たら接種しますよと言っているのです。ちょっと5月にでも韓国に行って打つてこようかと言っている私の韓国人の知り合いもいて、その場合は、日本に帰ってきて、それは、いや、でも、よその国のだから困るから、うちの

を打ってくださいますかと言うのかとか、あるいは帰国時の措置がどうなるのかとか、そういう相談がヘルプデスクの方、これはまだ集計は1月までの集計になっていますけれども、ワクチン接種に関して、日本での接種、もしくは出入国の際の接種状況の確認がどうなるのかとか、あるいは入国の際の措置で何か変更があるのかとか、そういったことの間合せが来ているかどうか、あるいは今後、何か方針をお持ちかどうかということについて伺いたいです。

以上です。

○田中座長 これは、どちらに伺えばよろしいですか。

○近江政策課長 出入国在留管理庁で回答いたします。田村先生、どうもありがとうございます。今のところ、ワクチン接種の対象の方につきましては、政府全体として検討していますが、住民票に載っていらっしゃる方が対象となるということで、当然、外国人の中長期在留者の方も対象になるという方向で今、検討しているかと思えます。おっしゃるとおりヘルプデスクが9月に設置された際に、どこで検査が受けられるのかとか、いろいろな非常に悩ましい御相談も受けたと担当からは聞いております。今後、ワクチンの話もおそらく問合せが出てくると思っておりますので、そこにしっかり対応できるように準備をしておきたいと思っております。

簡単でございますが、以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

○田村委員 例えば、今、帰国希望だけでも帰国ができなくて、ずっといらっしゃる、住民登録がちょっと中途半端な立ち位置にいるという方は、やはりどこかに一回登録してワクチンを打ってもらった方がいいのか、いや、もうとにかくワクチンは打っていないけれども、帰国を急ぐのかという辺りが、自治体としてはやはり関心を持たれているので、その辺り早めに方針が出るのかなと思いました。

以上です。

○近江政策課長 了解いたしました。ありがとうございます。

○田中座長 それでは、林委員、どうぞ。

○林委員 2点ほどありますけれども、まず、先ほどお話がありました、今後柔軟に在留資格を変えるなり、そういったことで長期にいる方に対して対応していくという話でしたけれども、普通だと在留資格を変えるというのは、自国に戻って変えて、また来るというような手続が国際的には多くあると思うんですけれども、そうではなくて、日本にいて、そのまま変えるということ、コロナは今回で終わっても、また同様に、新型エボラだとか、そうしたときのためにルール作りをしていくようになっているのか、今後この制度自体をどうするのかという見通しが、もし今の段階であれば、教えていただければと思いま

た。

それから、もう一点、今のワクチンにもつながるんですけども、今回、教育の方は先ほどじっくりお話をお伺いしましたが、医療の方でも、例えば短期と思って来ていたけれども、帰れなくなったとか、非常に、具体的な話だと、例えばネパールから来た女性がネパールの国内で避妊薬を埋め込み型のものをしていたけれども、もう時期が来たので外さなければいけないが日本だとそういうことをできる医者さんがいない、さあ、どうしようという話があったとか、あとはベトナム人の中絶の話だとか、いろいろな話が出てきているわけで、この辺りの医療に関する外国人の問題ということがヘルプデスクで対応できているのかどうかということについて、ちょっと情報があれば、教えていただければと思います。

○田中座長 それでは、これも政策課長から。

○近江政策課長 林先生、ありがとうございます。在留資格の変更などにつきまして、今、方針というものがあるわけではないのですが、おっしゃられたような個々の方々の状況を考えながら在留を検討していくという形になるのかと今のところは思っております。

ヘルプデスクで先生がおっしゃられたような専門的な内容まで対応できているかというところですが、非常に難しいのではないかなと思っておりますが、外国人の方々にニーズがある情報を先生のアドバイスも受けながら収集しまして、答えられる範囲で答えていくということはやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中座長 近江課長、ただ、今のようないざという事態でなくて、平時の、例えば技能実習生が特定技能に在留資格を変えたいというために、帰国しなくたっていいようになっているんじゃないかなかったです。

○近江政策課長 はい。ありがとうございます。それは在留資格変更という形で当然できるんですけども、林先生がおそらくおっしゃりたいのは、短期滞在の方々が国内ではなかなか資格変更できないお話を御質問されたのかなと思ひまして、ちょっと省略してしまいました。短期滞在以外の在留資格であれば、資格の該当性があれば、そのまま日本にいていただいて、在留資格変更許可申請をしていただければ母国に戻る必要はありません。ただ、短期滞在につきましては、特別な理由がないと更新とか変更というものはできませんので、そういう意味で、ちょっと短期の方々は取扱いが違うということだけ御紹介させていただきます。ありがとうございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、このテーマについてはこのぐらいのところでさせていただきたい

のでありますけれども、続いて、議事の（２）外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項についてということに移りたいと思います。

第１回会議において事務局から提示された外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項案に対して、委員の皆様から多岐にわたる御意見をいただいたわけでございます。この間、それらを踏まえて事務局において重点事項を整理していただいたということで、まず、この修正の趣旨などについて、事務局からお話を伺いたいと思います。

○近江政策課長 座長、申し訳ございません。先ほどの議題（１）の方で、文部科学省においても一人御説明をしていただく準備をされておりました。

○田中座長 大変失礼いたしました。それでは、どうぞ。

○氷見谷国際課長 失礼いたします。文部科学省国際課長の氷見谷でございます。先ほど国際教育課の方から御紹介させていただいたものは、いわゆる学校教育法上の１条校に該当するような学校に対してということであり、外国人がたくさん行かれていらっしゃる学校で１条校のところもございますが、１条校でない、例えば各種学校になっているところや、そういった認可を受けないで外国人の方々を集めて教育をしているような場というのもございますので、そういったものに関する対応について、御紹介させていただければと思います。

まず、情報の提供という観点からは、公立の学校と各種学校等の認可を受けているところについては、公立学校と同じような形で、感染症に関する通知など、去年の２月から情報提供させていただいております。また、各種学校の認可を受けた外国人学校については、補正予算において感染症予防のための衛生用品の購入なども支援させていただいております。あわせて、昨年１１月からは、認可を受けていないところに対しての情報提供もしっかりと行っていきたいということで、そのようなところ向けに、やさしい日本語でのホームページを開設したほか、メールマガジンなども送らせていただき、そういった中で、衛生管理マニュアルについても、ポルトガル語やベトナム語、タガログ語等に翻訳したものを配信する等、情報提供させていただいております。

以上、御紹介させていただきました。ありがとうございました。

○田中座長 氷見谷課長、大変失礼いたしました。今の文部科学省関連で何か御質問とかコメントございますか。

（２）外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項について

○田中座長 それでは、今御説明を承ったということで、先ほど申し上げましたように、外国人との共生社会を実現するために取り組むべき重点事項について、前回以降、事務局で考えていただいた修正事項について、近江課長から説明していただきます。

○近江政策課長 座長，ありがとうございます。1点，私から訂正があります。

先ほど高橋先生からの御質問で，資料1の2ページ目の分母，分子の話をしてしましたが，説明が不足しておりまして，この中で上から二つ目の技能実習修了者の3万6，900人につきましては，ブルーの下線部で，従前と同一又は関係する業務，同一又は異なる機関に就労可ということで，こちらは就労できるという契約が前提となって許可をしていますので，この2番目と一番下の雇用維持支援の4，200人が契約が前提になっているということで御理解いただければと思います。申し訳ありませんでした。

それでは，資料2を説明させていただければと思います。まず，前回，第1回の際に取り組むべき重点事項(案)ということで資料をお出しいたしまして，その際には5本柱で記載をし，かつ，知事会など様々な団体等からの意見，要望がこのように出ていますという御説明をさせていただきました。今回，先生方から御意見をいただきましたものを踏まえて整理したものが資料2でございます。

変更点でございますが，まず，前回は共生社会を支える専門的な人材の育成を1つの柱として入れていましたが，先生方から，専門人材の育成は個々の取組の中で入れていくのが一番いいのではないかとということでしたので，個々の項目に専門人材の育成というのを入れさせていただいております。

あと，もう一つ大きなところといたしましては，前回，「日本語教育を中心とした我が国社会に適応するための支援」と書いていましたが，違和感があるという御意見をいただきまして，こちら「円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組」と，とりあえず書かせていただいております。内容につきましては，一番上の円滑なコミュニケーションの項につきましては，見ていただいたとおりでございますが，田中先生も前回おっしゃられた，日本人側も外国人に伝わるようなコミュニケーション，日本人側の意識改革ということも必要なんじゃないかということで日本語による日本人と外国人の相互理解というのを入れております。

次の2番目は，こちらは「外国人に対する情報発信・相談体制の強化」，3番目が「外国人の子供に対する支援」ということで，こちらは佐藤先生から御意見いただきました，キャリア形成支援というのを入れています。また，外国人の子供のアイデンティティ保持の在り方というところで，こちらにつきましては外国人学校のお話や，あとは子供の母語，母文化の学びの支援などの内容も入れているイメージで書かせていただいております。外国人の子供に対する支援につきましても，子供の支援に関わる教員や支援員の方々の専門性の向上などについても，イメージとして入れて書かせていただいております。

最後の「共生社会の基盤としての在留管理体制の構築に向けた取組」につき

ましては、林先生から、統計とかエビデンス・ベースド・ポリシー・メイキングの観点からも在留資格とか国籍とか、そういうものを国の統計の中でしっかり打ち込んでいって、在留把握をしっかりするべきではないかという御意見をいただきましたので、左下の方に、在留状況把握のための情報収集・分析の強化というのを入れました。以上、先生方から特にコメントを多くいただいた部分についてだけ御紹介させていただきました。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

先ほどちょっと佐藤委員について言及されましたけれども、この資料2について佐藤委員から御意見をいただいていると伺っておりますので、佐藤委員の御意見をまず、事務局から紹介していただけますか。

○近江政策課長 はい、ありがとうございます。佐藤先生から御意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、資料2としまして、この部分につきまして、「円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組」ということで、論点の一番上に載っております日本語教育の機会の提供、質の向上、動機付けについて、重要な点を3点いただいております。

一つ目として、各省庁で行われている日本語教育の体系化の必要性、日本語学習の履修モデルの必要性、資料3-1によると、文化庁、厚生労働省、経済産業省など多くの省庁で外国人に対する日本語教育が積極的に行われていますが、相互の関連が見られません。入国前、入国後に外国人がどのように日本語学習を積み上げていけばよいかを示すガイドラインを示すべきではないかと考えます。これは、日本語を教える立場からは日本語教育のコースデザインに相当するものです。こうした履修モデルを示すことで、どこまで国が国として保障するかを示すことが可能になると思います。

二つ目といたしまして、日本語教育の基準の明確化。日本語能力の判定基準の明確化が必要と考えます。資料3-2の文化庁の資料では日本語教育の参照枠が示されていますが、国としてこうした統一的な基準を早急に示す必要があります。これは、先ほど申し上げた履修モデルにも関わり、判定基準があって、次のステップに進むことができますし、どのレベルまで国で保障するかを考えていく上でも必要なことです。

三つ目でございますが、日本語教育のカリキュラムの検討でございます。日本語教育の動機付けについては、在留資格との連動が示されていますが、動機付けはこれだけでは不十分です。日本の教育、社会や文化に親和的であるほど日本語教育への内発的な動機付けが高まるといわれており、このことは日本語学習のカリキュラムにも関わってきます。社会生活上の課題解決と日本語教育

を組み合わせることで成果が高まるともいえます。主な論点に、行政情報や日本社会の習慣等についての情報提供が示されていますが、これを日本語学習の内容として組み入れていくということが重要だと思います。国としては、履修モデルに対応した日本語教育カリキュラムのフレームワークの検討が必要だと思います。以上が日本語教育の質の向上につながると考えます。こちらは1の部分でございます。

次に、資料2の三つ目にあります「外国人の子供に対する支援」の部分でも御意見をいただいております。前回提供した中高生の進路とキャリア支援が柱になって、いいと思います。ここでは1点のみ付け加えます。外国人の子供の母文化、母語の支援という柱です。世界的にもCEFR（セファール）など、複言語主義という考え方が主流になっています。これは複数の言語が相互に関連し合って補完的に存在しているという考え方です。子供にとっては、日本語は母語と密接に関係しながら習得を図っていくことが有効だといわれています。これは、アイデンティティだけの問題ではなく、日本語能力、認知能力の発達にとっても重要な視点です。外国人の子供の定住化が進めばこうした視点が必要になりますので、この視点をどこかで触れる必要があると考えます。

最後に、全体を通してですが、専門人材の育成確保についてです。全ての項目で今回、専門人材の育成確保が掲げられており、大賛成です。ただし、前回も議論されましたが、専門人材を育成、確保することと同時に、実際に社会に生かすための新たな職を創設する必要がある、そのための財源の確保が不可欠です。例えば、資料3-2に示されているように、日本語教師の国家資格化が検討されていますが、その資格を生かすにはポストが必要です。今回提案されている日本語教育の専門人材、相談支援の専門人材、外国人の子供の教育の専門人材が活躍できるポストの創設を併せて検討しないと、単なる資格にとどまってしまう。中長期的な視点からの議論では、こうした新たなポストの創設まで視野に入れる必要があると考えます。

以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。今伺っている限りで言うと、佐藤委員の御意見は、この重点事項の項目立てを全面的に見直せと言っているわけではないように私は聞いたんですけども、どちらかというとその項目立てについて、まだ十分言語化されていないところはあるということじゃないかと思います。私としてみると、今の意見を受けても、この重点事項で進めていって、それぞれのところで更に具体的な問題について、私どもとして考えていくというように理解させていただければいいのではないかなと思ったんですけども、近江課長、そういう感じですか。

○近江政策課長 先生、ありがとうございます。佐藤先生からいただきました文

章を拝見いたしますと、恐らく今後の議論の参考の方向性を、先生の御意見をいただいたと私たちも受け止めておりまして、項目を直してくれということではないとは思っております。

○田中座長 それでは、今日も時間も限られておるのですが、もし今、委員の中で、やはりこの項目立てだとちょっと具合が悪いというところがあれば、御指摘いただけませんか。

田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。前回、WhatとHowが混ざっているんじゃないかということで、そこはかなり整理されたと思うんですが、やはりこの三つ目だけが、対象が前に出ている、外国人の子供という対象が前に出ている項目立てになっていて、ここは引き続き違和感を覚えます。逆に、例えば、今、外国人、特に日系南米人の方は高齢化もしてまして、その福祉の問題もありますし、防災ですとか医療の問題もあります。ここで子供に対する支援だけが特出しされているというのがやはり違和感がありまして、どう考えればいいのか。それは政策分野で拾うのでしたら、教育、医療、福祉に関する支援という項目立ての方がいいかもしれませんし、このままターゲットを置いたまま重点として特に強調するというのであれば、外国人の子供、あるいは家族に対する支援みたいな言い方で、高齢者のケアの話なんかが入ってくると、もう少し抜け漏れがないイメージになるのではないかなと思います。現行のままだと、まだ若干、私は違和感を覚えます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございます。

そうしたら、高橋委員、どうでしょうか。

○高橋委員 違和感というほどのものではないんですけれども、前回の御議論のときに皆さん、多文化共生に向けた日本サイドのアクションということもおっしゃったように思いますが、この中で1番目の「円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組」というところで、最後の小柱に、日本語による日本人と外国人の相互理解と入っていますけれども、言葉の問題だけではなくて、地域の中で外国人が包摂されていくような日本側のアクションも必要ではないかと考えると、この小さい項目だけでいいんだろうかというところがちょっと心配なところといたしますか、あります。ただ、そのために別途、柱を大きく立てるということではないとは思いますが、この1行だけでいいのかどうかというところがちょっと気になります。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、林委員、どうぞ。

○林委員 先ほどの田村委員の御意見と全く同感でして、今ですと、やはり子供、教育、そうしたところを基準に、それしかカバーしていないという印象を与えてしまうと思いますので、教育、医療、福祉、そして就業について、生活全般について、全ての世代の外国人に対して、確かに高齢化というのも非常に大きなキーワードだと思いますし、先ほど申しましたように、医療も福祉、社会保障といった点もそうですし、仕事というのも非常に基本的な点だと思いますので、そこを全部見ていけるような形のフレームは作っておいていただきたいなと感じております。

それと、私の言った在留外国人の在留状況把握のための情報収集・分析の強化ということを入れていただいて、ありがとうございました。ここが意味するところは、基本的にはこの間、外国人の方を対象にした調査というものは行っていたいただいて、非常に重要な結果が出たということですが、さらに、それは外国人だけを対象としたものであり、日本の基幹統計なり政府統計の中に一つ、国籍なり在留資格なり、そうした質問を入れていくだけで、外国人と日本人の生活がどのように異なっているかということが見えてくる。今、国勢調査に国籍は入っていますし、人口動態統計も入っていますし、あとは賃金構造基本統計調査にも入って、うちのやっている人口移動調査にも入っているんですけれども、もっと家計調査だとか、社会生活基本調査だとか、そうした統計にきちっと外国人という形でディサグリゲートできるというような体制を国として整えるということは、それがされていないほうが珍しいという状況になっていますので、情報ではなく、統計と書いていただいたぐらいの方がいいかなと思っています。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

池上先生。

○池上委員 池上でございます。私の発言は、まず最初の、高橋委員から御指摘があったところです。日本語による日本人と外国人の相互理解等と、何か日本語さえできれば全てはバラ色だ、みたいなニュアンスを今回、すごく感じ取りました。本当に多文化共生社会ということを真剣に考えるのであれば、例えば、差別に対する働きかけであるとか、そういったところをやっていかないといけないんじゃないかなと私は強く感じています。ですから、どういう小柱を立てるといいか分からないけれども、日本語だけで全部が片付くというような認識ではいけないのではないかと。昨今、世界各地でも差別に関する問題は出ていますので、そこをきちんと、法務省との関係もあるわけですから、考えていく必要があるんじゃないか、これが1点。

それから、三つ目の大柱、「外国人の子供に対する支援」、この柱の立て方

についての議論はともかく、私は外国人学校のことをやはり、前回は発言しましたけれども、外国人の子供のアイデンティティとの兼ね合いだけで論じるというのではいけないのではないかという気がしています。むしろ本当に大きな問題は、外国人学校に在籍している子供たちが、そのほとんどが日本の社会で生きていくという現状に鑑みたときに、日本の社会で生きていくすべをきちんと外国人学校でも学べるような体制作りをどうやって実現していくかだと思います。その点を少し考えてみたいというのが二つ目です。

それから、三つ目が、これで最後になりますが、佐藤先生が御指摘されていたとおり、ポストの創設まで視野に入れることはすごく大事だと思います。一方で、ポストができればそれでいいかというと、実はそうじゃなくて、恐らくポストができると、任期が決まっていますということで、例えば3年やったら次の仕事がないという状況が出てくるんですね。実はこれは私たちの大学、静岡文化芸術大学でも研究していますが、アートマネジメントの世界の専門人材も正にその問題に直面しています。最初、理想のところで、何とか会館みたいなところとか、文化協会とかに入れるけれども、3年たつて次のキャリアにつながらないと。どうやってキャリアパスを作っていくかという辺りまで考えていかないと、専門人材が本当にその道に入ってくないんですね。ですから、目先でどこどこ市役所で一つ、1年単位の日本語の専門家を募集しますというだけじゃ駄目で、そこをどうつないでいくかというような、キャリアパスと、そのステップアップを促すような仕組み作りまで考えていかないと、若い人たちが本気で参入しないんじゃないかという問題を提起したいと思います。

以上、3点でした。ありがとうございました。

○田中座長 どうもありがとうございました。

かなり広範なテーマにわたったと思うのですが、私の今までのコメントの理解でいうと、どちらかというと、この4本柱のうちの3番目と、それから若干、4番目辺りのところについて、もうちょっと構成上、工夫が要るんじゃないかと承りました。外国人の子供、子供だけでいいか、子供と家族、それから、子供と家族にも入らないようなタイプの外国人についてどう考えるか。それから、場合によると、池上先生がおっしゃったような差別ということになると、1番目の円滑なコミュニケーションのところだけでこれをやるというわけにもいかないような感じが私、するんですね。そうすると、それはどちらかというとカテゴリーの3番目とか、それから、場合によると在留管理体制というのが最後のところに出てくるので、体制だけにはならないんだけど、在留管理体制と日本社会の在り方みたいなようなところを4番目のところにもうちょっと入れるかという感じがなと伺いました。

それで、日本人もこのプロセスと共に成長すると、外国人のみが日本語を習

えばいいというわけではなく、私が申し上げましたけれども、日本人も外国語を習うということもあり得るし、それから、外国語を仮に習わないとしても、外国人とよりよくコミュニケーションできる日本語を話すようにする、それからその背景として、社会全体として差別のない社会を作っていくにはどうしたらいいかということは日本人の主体性として考えなければいけない問題だということ、それはどちらかということ3番カテゴリーか4番カテゴリー辺りのところで少し考えるということで、私からの若干の提案は、やや司会者としての便宜もあるんですけども、今日はこの後、時間が余りないんですけども、事務局からは、「円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組」と、「外国人に対する情報発信・相談体制等の強化」について用意していただいているので、この二つを取りあえずこちらは進めさせていただき、それで、3カテゴリー、4カテゴリーについてはもう一回、事務局で引き取ってもらって、今日の発言を聞いてどのように再整理できるかというようなことを行って、次のプロセスに進めるように準備していただくというようなことでいかがなものかと思うんですけども、いかがでしょうか。よろしいですか。

○林委員 了解です。

○田村委員 田村です。すみません、賛成なんですけれども、4番目の柱が、これは在留管理体制の構築というのを一回、柱の名前から外して、共生基盤の整備に向けた取組ぐらいにさせていただいて、在留管理の話と、いわゆるホスト社会へのアプローチですね、日本社会の側が変わっていかないといけないという話と、あと、私、前回申し上げたような気がするんですが、自治体と入管との連携とか、関係機関の連携の話も4本目の小柱に加えていただくといいかなと。あわせまして、民間の、さっきのポストの話もありますけれども、共生社会を支える、産業という言い過ぎかもしれませんが、担い手を育てていくようなことも小柱としては入れていただきたい。やはり介護保険ができて、介護ビジネスができ、産業ができたのと同じで、日本語教育とか多言語化、それから異文化理解とコミュニケーションのところも、もっと担い手が増えて、ちゃんと食える業界にしていかななくてはいけない、そういうこともニュアンスとしては4本目の柱に入れてもらいたい。そうすると、在留管理体制の構築というのは柱の名前から一回ちょっと下げていただいて、整理をしていただくといいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ということなんですけれども、近江課長、そういう方向で大丈夫ですか。

○近江政策課長 はい。いろいろ至らない資料になってしましまして申し訳ありませんでした。今日いただいた意見をもう一度整理をさせていただいて、田中

座長のおっしゃるように、二つの項目が次に残っている予定ですが、もう一度、どのような形で次回、議論をしていただくかということを座長に御相談させていただきながら、取りこぼしがないようにしたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

(3) 円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組について

○田中座長 それでは、なかなかこの会議も、カバーすべき点は山のようにあるわけですが、議事の(3)で、今回の重点事項でいうと、第1番目、それから第2番目に移らせていただければと思います。

それでは、資料3-1に関する説明を事務局から、それから、資料3-2に関する説明を文化庁からいただけると了解しておりますので、そのように進めていただけますか。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。それでは資料3-1について、説明させていただきます。時間が非常に押しております、可能な限り短い説明にさせていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

まず、資料3-1、おめくりいただきまして、1ページ目には、円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組の今の政府の基本的な方針について記載してございます。令和元年6月に日本語教育推進法ができ、下の目的にも書いてありますが、日本語教育の推進は多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現のために非常に重要であるということが法律に規定されております。基本理念としては、下の方に書いておりまして、日本語教育を受ける機会の最大限の確保、日本語教育の水準の維持向上ということが述べられております。

次をおめくりいただきまして、推進法に基づきまして、昨年6月に基本方針が閣議決定されました。こちらに抜粋していますが、国・地方公共団体の責務、あと事業主の責務というところが記載されています。

3ページ目は、昨年7月に改訂した総合的対応策の抜粋でございますが、日本語習得は共生社会の実現のために非常に重要であるということと、生活に必要な日本語を身につけることが必要であるとともに、職場等の受入れ環境整備が必要であるということ、あと、下の方に書いておりますが、外国人に対してという目線もあるんですが、外国人の支援に携わる方々に対する支援も重要であるということを記載してございます。

4ページ目の下の方に記載しておりますが、総務省で作っておられます「地域における多文化共生推進プラン」にも、外国人住民が日常生活、社会生活を地域住民と円滑に営むことができるための環境整備のために日本語教育が必要となっております。

5 ページからは個別の取組が載っておりますが、まず、5 ページ目の上二つは追って文化庁さんが御説明されるかと思しますので、割愛させていただきます。職場における日本語能力の向上と、次、6 ページ目をおめくりいただきまして、こちらは日本語教育ではなく、社会生活上のルールや制度に関する周知ということで、ガイドブックを作ったり、あとは、中段以降は厚生労働省が雇用管理関係の多言語の用語集等を作っているという取組、最後の方は、社会保険への加入促進のための周知広報も行っているという取組になっております。

7 ページからは総合的対応策を抜粋した資料ですので、割愛させていただきます。12 ページ目以降は文部科学省などの取組を資料として付けております。まず12 ページ目は文部科学省の取組ですが、夜間中学の設置促進として、右側の中段でございますが、夜間中学においてもICTの活用等を含めました外国人や高齢者向けのカリキュラムの開発、あと、夜間中学に携わる教職員の方々に向けた日本語指導研修の実施というところをやっているというところでございます。

次に厚生労働省でございますが、13 ページは就労場面における日本語コミュニケーション能力を評価するための事業をやっているということ、14 ページは技能実習生の技能習得でございますが、入国前講習、入国後講習等ありますが、そちらで活用できる日本語教育ツールの開発・提供をされているというところでございます。

最後に、経済産業省でございますが、職場における外国籍社員とのコミュニケーションの実現というところで、17 ページ目の中段に日本人の社員と外国人材が効果的なコミュニケーションを行う上でのポイントやその学ぶ手法について調査をされて、効果的なコンテンツを作るということを実施されております。次のページをおめくりいただきまして、18 ページの中段に、コミュニケーションに向けた学びに対する実証を行いまして、動画教材の作成をしているというところの御紹介でございます。

私からは以上でございます。

文化庁、よろしくお願いいたします。

○田中座長 それでは、よろしくお願いいたします。

○柳澤文化庁国語課長 文化庁の国語課長の柳澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。資料3-2に基づきまして、時間もないのでポイントのみ御説明をさせていただきます。

まず、資料3-2の冒頭の方は、先ほどお話がありました推進法の関係なので、飛ばさせていただきます。資料の3 ページのところが基本的な方針の部分でございます。この中で日本語教育については幾つか記述がありまして、それに基づいて今から御説明することを行っていますということです。このページも飛ばさせていただいた方がいいかと思っています。

それで、5ページからですが、文化庁として行っている日本語教育の大枠の部分だけ御説明させていただきます。生活者としての外国人に対する日本語教育の推進というタイトルになっておりますが、左の方の日本語教育の全国展開とか学習機会の確保という方は、いわゆる地域に日本語教育を支えたりするための体制作りというものをやっていこうという事業でございます。単発でやるのではなく、いかにシステムとして作っていくかということでの持続性、継続性を引っ張っていききたいという事業でございます。

それから、右の方の黄色の方の日本語教育の質の向上等という方は、内容としてはカリキュラムの開発で、有用性ですとか研修とか、そちらのソフト面の部分を中心にしたもの、これを両方、進めておりますというところがポイントかと思います。

それで、その次の6ページのところで、冒頭申し上げた地域の体制作りの方を少し詳しく御説明しますが、文化庁としてやっている取組として、都道府県あるいは政令市において、体制を作るという事業です。具体的には青い欄の中ほどにございますが、総括コーディネーターという方を県単位に置いて、その地域には地域日本語教育コーディネーターという方を置いて、これらの方々を総括コーディネーターが統轄をする仕組みとしています。これらを始めとして、県がしっかり域内の市町村の取組を、横で比較をしたりしながら、県としても助言をするという仕組みを作り、市町村として単独でやっていると、なかなか事業が滞ってしまうとか、知見があまりないとかいうところがあるところをフォローしながら進め、全体として持続性を高めていこうというところでございます。これについては2分の1の補助事業として実施しているというところで

す。

それから、右の方の赤い方としては、市町村の支援となります。こちら、特に都道府県をはじめとした関係機関との連携をする取組ですが、単発だけの取組をしているとなかなか広がっていかないので、そこを連携して広げていくというところに重点を置いて、支援をしていこうというものです。これについては、かなり財政的にも理解を得られておりまして、来年度から地方財政措置、いわゆる地方交付税措置の方での対応もしていただけることになってございます。文化庁としてやっている取組の非常に重要な部分がこの事業かと思います。

ちなみに、次の7ページにあります。この事業を「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」と呼んでおります。右の方に数字が書いてありますが、令和2年度と下の元年度を比較していただきますと、2年度に37団体になっております。その前が17団体ですので、このように活動団体が増えてきています。これは、各地方としても、地域としても、いろいろなニーズが高まってきているということ、そして地域の様々な危機感にこの事業がフィットし

ているがゆえに、活用していただけているのだらうと思っております。この事業はより充実をしていきたいと考えてございます。

それから、もう一点、次の8ページのところで、日本語教師の資格に関する会議のことを書いてございます。今日もいろいろとお話がありましたが、日本語教育を行う専門人材としての日本語教師というものが、今の時点で実は明確に資格等になっているわけではないところがございます。これを、例えば公認日本語教師という形の国家資格として作れないかという議論があります。日本語教育の現場を見ますと、いわゆる日本語学校と言っているところから地域の日本語教室まで、非常に幅広いがゆえに、一律にこの資格を作るということの難しさはあるのですが、今までいろいろ議論を進めてきておりまして、左にありますように、検討事項のところでは、日本語教師の資格制度の創設についての検討、さらに、彼らがどういうところで働くのか、どういう業の範囲までのことを彼らにやってもらうのかということも、実は今のところ明確ではない、法律でこの資格を作るとなってくると、そういった点も明確化していかないと法律化はできないので、日本語教育機関の類型化という言葉を使っていますが、日本語教育機関にはどのような類型があって、どういうところまでを、いわゆるこの法律でいう日本語教育機関にするかという点とセットで、教師の資格を作れないかという会議を行っております。今これは正に政府として動かしているところでございまして、次のページにスケジュールがありますが、来年1月の通常国会に法案を出せるよう今、検討を進めているという状況でございます。

最後、一言触れさせていただきますと、次の10ページのところで、「日本語教育の参照枠」ということを書いてありますが、いわゆる日本語教育の物差しですね、どういうところまでできたらどういう力があるのかということの、今まではそういうものが全然なかったもので、学習者も、あるいは日本語の試験をする団体さんも、共通のレベル感というものを測れなかったところ、そこに、先ほどもちょっとお話があったヨーロッパのCEFRなども参考にしながら、このような物差しを作るということをやってまいりました。これがつい最近、完成をしてきているところの大きな動きでございます。こういう基盤作りはかなり進められてきているところかなと思います。

もう一点だけ、12ページのところで、宣伝になりますが、日本語を学ぶ方々への学習サイトも作っております。これは、いろいろ施策を講じていますが、どうしても日本語教室がない空白地域というのが全国にできてしまいます。そこを行政的に支援もしていきますが、日本語学習機会が得られないということがないように、オンラインでのサイトを作りまして、生活場面の動画を中心に字幕も提供しつつ、日本語学習につなげるものとなっています。かなり実用性の高い、いいものになっていると思います。アクセス件数も非常に多く、9か

月で30万件というところをいただいておりますので、この動画の場면을追加するとか、あと対応言語を追加していくということ、これも充実していきたいと思っております。

概略、以上でございます。

○田中座長 どうもありがとうございます。

なかなか時間が限られておりまして、今の御報告についても聞きたいことがいろいろあるんじゃないかと思われるんですが、私としましてはこの際、こういう情報提供はいただいたということで、私どもとして何を論点していかなければいけないのかということの議論に、もしよろしければ、移っていきたくと思います。事務局の方で考えた論点整理というか、課題の整理を作っていたいていますので、この課題の方をまず、近江課長からざっと説明していただいて、これに全て拘束されるという意味は全くなく、これと違う論点、こういう課題もあるということで是非おっしゃっていただきたいんですが、事務局側の課題整理を伺った後で、委員の皆様からお考えを聞きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。そのように進めてよろしいですか。

それでは、近江課長、資料3-1の後ろの方ですかね。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。

もう一つ、21ページを簡単に説明させていただきます。我々の方で諸外国の状況を整理しまして、全ての国の調査をしたわけではないのですが、国が財政負担などをしてカリキュラムを作っているという取組をされている各国の状況を取りあえず、御紹介をしたというものでございます。

それでは、22ページから課題についての説明をさせていただきます。

まず、22ページ目でございますが、こちらは日本語教育に関する意見、要望でございます。上の方は見ていただきましたとおりで、いろいろな自治体などからお話をいただいたところで、国が財政的な措置をするとか、そういうところを要望いただいております。それから、我々、有識者会議の先生方に御報告をするという位置付けで、関係者ヒアリングというのを毎週2回ぐらいやっております。自治体の方、民間の方、それから外国人の支援団体の方、いろいろな方々から毎週ヒアリングをしておりますが、その中で出た意見もこういう形で入れていきたいと思っております。真ん中の方は正に関係者ヒアリングでございます。日本語教育を受けるための動機付けが必要ではないかというような御意見もいただきました。

下の方、課題でございますが、先ほど論点としても書かせていただきましたが、機会の保障、質の向上、専門人材の確保・育成、動機付けとさせていただきます。

23ページは生活のルールの話でございますが、こちらも下の方の課題とい

うことにさせていただきましたが、実は総務省で行った自治体アンケートがありまして、地域生活開始時にオリエンテーションをしている自治体が9%程度だというアンケート調査もございました。そういう意味で、在留外国人の方々に対して、行政情報、日本の社会のルール、習慣等についての学習機会の提供、統一的な公的な仕組みの構築が必要なのではないかというところを課題にさせていただいております。

次は24ページ目の日本語教育の話でございますが、上の方は在り方として、当然でございますが、誰ひとりとして社会から孤立することなく、その一員として受け入れられるとともに、外国人と日本国民とが相互に円滑なコミュニケーションを図るために、外国人への日本語教育が必要ということと、あと、セーフティネットとして、生きるための日本語というのも必要ではないかという問題提起をさせていただいております。

日本語教育の取組の方向性について四つ書いておりますが、上の方が機会の保障とか質の向上、あと専門人材の話が1、2のイメージでございまして、下の方は正に、日本人も変わっていかなければいけないというところで、日本人的な話を3に書かせていただいております。最後は動機付けになってございます。

最後のページですけれども、社会生活上のルールにつきましても同様でございますが、下の方に、学習の環境整備、あとは動機付けをするために、どのような環境整備が必要かというところを御検討いただければと思ひまして、御提案しております。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

このテーマだと、今日御欠席の佐藤先生が一番御専門なんですけれども、佐藤先生からも御意見いただいていると了解しておりますので、ちょっと佐藤先生の御意見を御紹介いただけますか。

○近江政策課長 座長、佐藤先生の御意見につきましては、資料3-1に関して、先ほど御説明した内容でございます。

○田中座長 分かりました。そうすると、先ほど佐藤委員の意見として紹介されたものがこのテーマに関連するところであるということですね。

それでは、このテーマですね、主に円滑なコミュニケーションのための日本語教育等の取組ということについて、委員からの御意見を伺えればと思ひます。

最初、では、林委員ですね。

○林委員 まず、ちょっと単純な質問からなんですけれども、資料3-1で、10枚目に当たる、この全体的な尺度、ヨーロッパ言語共通参照枠を参考にといい、これと日本語検定との対応がどうなっているかということを教えていただ

けますでしょうか。

○田中座長 その件について、どなたに伺えばいいですかね。

○柳澤文化庁国語課長 文化庁国語課でございます。資料3-2の方の10ページの事かと思いますが、いわゆる日本語能力を測る試験というのは大小合わせるとかなりの、数としては20ぐらいあると言われておりまして、かなり多く、規模感もいろいろあります。そういうものの中で、では、その試験の何級といったものがほかの試験でいうとどのぐらいなのかというのは、今そこは対応付けの関係はできるようにはなっていないところがあります。そこを、今のこの資料の10ページにありますように、A1からC2という尺度を作り、かつ、それを言語活動別に、右にもありますが、五つの言語活動ということで、例えば、読む力であればB2とか、話す力であればB1を求めるとかという、その活動分野ごとに尺度を使えるようにしていくということによって、例えば、この仕事に就く方が日本語能力を、聞く力についてはこのぐらい欲しい、話す力についてはこのぐらい欲しいというところをかなり詳細に示すといったことができるし、あるいは到達目標を作るといったことができるようにしていこうと、一つの使い方としてはそういうものがあります。御指摘のような日本語関係の検定の類いというのは、全てこれに乗っていただくと今、お願いをしているところで、これがそろっていくことになると考えております。

○田中座長 という御説明ですけれども、よろしいですか。

○林委員 はい。正に、なので、いろいろな、20もあるというのはちょっと存じ上げなかったんですけれども、それを聞いたのは、この一つで日本の中に入ったときの日本語教育のシステムを文化庁さんでされていて、一方で、例えば介護でこれから日本に来るから、行く前に日本語の研修をするという形で、在外で日本語の研修をするということもあって、この我々の会議で日本語教育は非常に重要な項目だと思いますので、やはりそこをシームレスにつなぐというか、20個ある日本語レベルを測るものを、もしこの参照枠ということで一つにまとめるという方針と理解しましたけれども、オールジャパンでできる制度を目指すということが、まず一番重要なかなと思った次第です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。動機付けという言葉の使い方が非常に気になっておりまして、日本語を学ばなければ在留資格を与えないとか、日本社会の教室に来ないと何か損をするような、そういうもっていき方は絶対にしてはいけないと思います。むしろ、数ある言語の中で日本語を学ぼうなんて思っていていただいて本当にありがとうございますというようなもっていき方をしないと、こんなけちくさい国に来ないと、日本語なんか勉強しなくたって、英語を勉強

してほかの国に行ってやるぞとなってしまうかねないので、動機付けという言葉よりは、どうやったら日本語を選んでもらえるのか、日本語を学んだらこんなにいいことがあるんだぞというような打ち出し方をしなければ、日本語を学ぶ人自体が世界から少なくなってしまうんじゃないかと、そういう危機感を持って、正にフレームワークもそうですけれども、分かりやすく、こういうふうには日本語を学べば、これだけ学んだら、この時間学んだら、ここだけ身につきますよ、これだけ身につけばこれだけ給料が上がるんですよと、こういう、日本語を学べばプラスになっていくという打ち出し方をすることが本当の意味での動機付けになるんじゃないかなと。いろいろところで漏れ聞いている、あるいは今回いろいろな資料で散見しますに、動機付けイコール罰則を与えるといいますか、損をしてしまうような、そう見えてしまっただけじゃないかなというところは強く感じます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

その他は御意見、どうでしょうか。高橋委員、池上委員、いかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 先ほども林委員がシームレスとおっしゃいましたけれども、これは佐藤委員がおっしゃった、やはり体系化ということだと思います。日本語全体を体系化して、そして、それに関連する施策、それから関連する省庁の連携体制を作っていくと、それをやる司令塔が文化庁だと理解していますので、文化庁さんには是非ともそういう動きをしていただかななくてはいけないのではないかなと思います。

それから、今お話があった在留資格との連動、動機付けですが、私も語学を絡めることには反対です。むしろ、入国するとき、在留資格を与えるときに日本についてのオリエンテーションを義務付けるぐらいのことかなと思いますけれども、語学は反対です。

それから、少し細かい点になりますが、この会議でやさしい日本語という言葉をしているわけですが、今日プレゼンいただいた3-2の文化庁さんの資料には、やさしい日本語という言葉は一切出てこないんですけれども、そういう観点から日本語の在り方を少し検討いただけるのかどうか、これは文化庁さんをお願いしたいということが1点。

それから、もう一点が、資料の中で経済産業省の資料があって、企業の中で外国籍社員とのコミュニケーションの在り方がありますけれども、これは単に言葉、コミュニケーションの問題ではなくて、外国人の労働に対する価値観とか自己表現、あるいは多様性の問題とも絡んでいるので、むしろコミュニケーションというよりは、SDGsであるとか、そういうものと関連するので、

これは、今日は経済産業省さんはプレゼンないんですけれども、私は経済団体なんかに働きかけて企業の風土とかを変えていくというところまでやらなくてはいけない話かなと思います。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。今の点については、ちょっと文化庁からコメントございますか。やさしい日本語。

○柳澤文化庁国語課長 ありがとうございます。そもそもやさしい日本語につきましては、出入国在留管理庁と、実は文化庁も連名で作らせていただいております。内容につきましては文化庁の日本語教育、あるいは国語も含めて、専門家としても協力をさせていただいて作っております。ですので、当然そのようなやさしい日本語にしなければいけないという意識はあります。今日の資料の中にその言葉は入れておりませんが、例えば、一番最後にあった「つながるひろがる にほんごでのくらし」というサイトは、相当やさしい日本語で、これは外国人、学ぶ側のサイトですけれども、日本語側の人はどう接しているかというのと一緒に入れる作りにしております。これは一つの象徴ですが、我々は当然ながら、まずはやさしい日本語で、日本語自体をやさしくしていこうねというところには、同じ思いで協力をさせていただいているところでございます。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、池上委員、どうぞ。

○池上委員 田村委員の御指摘に私も全面的に賛成です。日本語のみが日本で生きていく上の条件みたいになっていくのは、非常に危険だなという気がします。今、実は私、静岡県経済産業部から受託した調査で、定住外国人の就労に関わる日本語能力というのをやって、年度末近くで今、必死になって報告書を作っているんですけれども、それで非常に面白いポイントがあります。まだ表に出していないから、ざっくりとした話にとどめますけれども、定住外国人を雇用している企業も、雇用していない企業も、日本語能力がほぼ6割大事だと、三つまで複数回答なんですけれども、同じくらい6割、これが大事だと挙げているのは、実はコミュニケーション能力です。さらに45%くらい挙げているのかまた二つあるんですね。人柄・性格というのと勤勉な勤務態度というのが挙げられているんですよ。これは非常に興味深いことに、雇っている企業も雇っていない企業もほぼ同じ数字を挙げています。ですから、日本語はあくまでも一つだけけれども、この能力がないとこの仕事できません、みたいなものやってしまうと、実は違うんじゃないか。一つ、溶接という業務について分析してみると、企業によってはかなり高い日本語能力を求めるし、全く問わないというところもあるんですね。ですから、そこは日本語が余り独り歩きしないよ

うな見方も必要なのかなと思います。

特に、日本にやってきた第一世代の人たちの場合、やはり日本語能力は低いけれども、一生懸命日本の社会で生きている、子供たちの教育のために頑張っているという人たちがたくさんいるわけですね。その人たちを、日本語できないから、あなたは駄目ねと切るような社会ではいけないのじゃないかと私は感じています。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

更に追加的にコメント、御意見、ございますか。

林委員、どうぞ。

○林委員 先ほどちょっと言い忘れて、後で高橋委員などに言っていたんですけれども、やさしい日本語について、これは外国人というよりは日本人に対して、やさしい日本語を広げるように、例えば自治体で無料講座をするとか、そういったことも必要だなと思っているんですが、それも入っているのでしょうか。もし入っていなければ、意見として入れておいていただければ。

○田中座長 そのような方向で進めてもらわなければ困ると私は前々から思っておりますが、今日は本当に時間がなくて申し訳ないんですが、この有識者会議も最終的に提案を取りまとめなければいけないものなので、私としましては、まだまだ御発言になりたいところは多々あると思われるんですが、今までいただいた意見をできるだけ広範かつ忠実に事務局の方で整理していただいて、それで、素案というような形でこのテーマについて事務局の方でまとめていってもらうと。その際、私も相談しながら作って行って、それで、最終的にはその素案を見ていただいた上で、更にコメントいただくということで進めてまいりたいと思いますので、もしよろしければ、もう一つのテーマの方の、外国人に対する情報発信・相談体制の強化についてということについて、事務局から御説明いただいた上で、論点について御意見を賜りたいと思いますが、そのように進めてよろしゅうございますか。

(4) 外国人に対する情報発信・相談体制等の強化について

○田中座長 どうもありがとうございます。それでは、近江課長から、今度は資料4ですね。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。それでは、簡単に説明をさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして、このテーマであります外国人の方に対する情報発信・相談体制の強化ということで、総合的対応策に記載している内容をまず1ページ目に記載させていただいております。いろいろな生活の場面にお

きまして分かりやすく情報を迅速に入手できるようにするという事で、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進めて、相談対応についてもきめ細やかな対応を可能とする体制を構築するという事、あと、SNSを活用するなどというところの手法の話も書いてございます。下の方は、災害時における対応というところで、情報提供が非常に重要であるということでございます。

2ページ目をお開きいただきまして、こちらは「地域における多文化共生推進プラン」でございまして、ICTの積極的な活用や、災害等いろいろな分野においての多言語対応を図ることが必要ということでございます。

3ページ目からは個別の総合的対応策に関する取組でございまして、こちらは割愛をさせていただきます。

あとは資料が付いてございまして、9ページでございまして、これは出入国在留管理庁が新しく始めたメール配信サービスを御紹介させていただきます。3月9日からやっておりまして、プッシュ通知というか、本人が必要とされるものを確実に届けるということを我々ようやく始めまして、その内容についてこちらに書いてございます。今のところ3言語での配信になっておりますけれども、登録は進んでいただいているというところでございます。

あと、10ページ目からは日本語ガイドラインの話ですが、こちらは説明者が替わりまして、出入国在留管理庁の田平在留支援課長から御説明させていただきます。よろしくお願いします。

○田平在留支援課長 在留支援課長の田平でございます。よろしくお願いします。私からは、10ページから15ページまで御説明をさせていただきます。

今回、多言語等による情報提供と相談の対応ということでございますので、まず、10ページのところは情報提供と相談の共通のツールとして、先ほど林委員はじめほかの委員の方々からもやさしい日本語の話が出ておりましたが、やさしい日本語を使って、いかに外国人に分かりやすい情報提供をするか、相談対応をするかということになります。去年の8月に、先ほども文化庁からお話もありましたけれども、文化庁と連携をしながらこのガイドラインを作成いたしました。

この最初の赤枠で囲っている部分の三つ目のところでございますが、情報発信手段としてやさしい日本語が有効であるという声が高い部分がございますので、こういう声も踏まえまして、文化庁と一緒にこのガイドラインを作ったというところで、ステップとしては、日本人に分かりやすい文章、それから外国人にも分かりやすい文章、それから分かりやすさの確認というスリーステップで対応しておりますが、まず一つは情報の整理ということが必要になってくるかと思っております。こういう制度があるということを知ってもらうことが大事です

ので、そういう取っかかりになるような部分の情報提供を、分かりやすい、やさしい日本語で対応していくことが重要だと考えております。

11ページ、ここが情報提供のツールといたしまして、先ほどからいろいろマナーの話だとか、各種制度の話を使いやすく情報提供することが大事だというお話がございました。そういう中で、出入国在留管理庁といたしましては、関係省庁と連携をいたしまして「生活就労ガイドブック」を作成して、ポータルサイトに掲載させていただいております。対応言語は、ここに書いてある14言語で対応しておりまして、入国の手続きだけではなくて、関係省庁の各種手続、市町村での手続だとか、雇用労働の話だとか、出産の話などについて端的に取りまとめて掲載しております。それから、マナーの話だとかルールの話、これはトラブルを防止するために非常に重要な話ですので、こういうところについても掲載させていただいています。これはやさしい日本語版も作成しており、また今、改訂作業中でございますので、改訂できましたら、またそれを見ていただければと思います。

それから、次の12ページ、13ページ、14ページは相談対応という形になりまして、地方公共団体において、なかなか相談窓口で対応しても多言語化が進んでいないというような状況もあるかと思いますので、地方公共団体において多言語で様々な課題を一元的に相談していただける窓口を作っていただこうと、その設置、それから運営の推進をするために、出入国在留管理庁で外国人受入環境整備交付金を設けまして、整備をする場合には10分の10、それから、運営をする場合には2分の1を国の方から出せていただいています。交付限度額がございますけれども、こういう形で支援をしています。先ほど政策課長からお話がありましたが、コロナ対応のところで、上限枠の拡充というものも行っています。

それから、今のは財政的な支援という形になりますが、加えまして、既に取組をしているところは財政的な支援だけでもいいのかもしれませんが、ノウハウがなかなかないというところもございますので、出入国在留管理庁の職員、11の地方入管局がございますが、そちらに51名の担当者を配置しておりまして、そこから地方公共団体だとか、それから民間の団体とか、そういうところにもアプローチをして、いろいろな情報収集をするとともに、横展開をしております。先ほど、やさしい日本語の普及のための研修という話もあったかと思いますが、そういうのも地方でも行っていますし、今年度は、昨年10月に、地方公共団体の相談窓口の職員の方々に対して、本庁主催の研修を実施して、その中でもやさしい日本語の枠も設けまして、具体的にこういうような対応をしたらどうかというようなお話もさせていただいているところでございます。

それから、昨年の7月に開設いたしましたF R E S C（外国人在留支援センター）についての御説明でございますが、政策課長からお話がありました、4省庁8機関でワンフロアでサービスを提供しております。入っている機関は、資料中でございますが、4省庁というのは法務省、厚生労働省、外務省、経済産業省で、法務省から出入国在留管理庁、私ども在留支援課が四谷の方に常駐しておりまして、それから、東京出入国在留管理局、いわゆる法テラス、東京法務局人権擁護部が入っています。また、厚生労働省から、いわゆるハローワークの職業紹介部門、それから、労働基準監督署の中の労働条件の相談などを受ける部門が入っています。外務省関係では、ビザの情報提供をする機関、それから、経済産業省関係では、ジェトロが入って企業に対する支援も行っています。もしよろしければ、御訪問いただけるとありがたいと思いますが、これら機関がワンフロアで、基本的には壁がないような状況で、連携をしながら相談対応、情報提供を行っているということになります。

それから、最後になりますが、15ページ、外国人支援者のネットワーク構築のイメージということで、このコロナ禍の中で、生活困窮の方々からの相談については行政だけではなかなか対応ができないというようなケースもかなり出てきております。そういう中で、地域で支援を行っていらっしゃるいろいろな方々とのネットワークは非常に重要だと思っておりますので、こういうところを、先ほどの担当官などを中心にしながら、ネットワークを広げていって、情報共有を図るとともに、どういう支援が可能なのかというところを模索していきたいと考えております。

私の方からは以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、また政策課長ですね。

○近江政策課長 16ページからは国土交通省、総務省、内閣府からいただいた資料を御紹介いたします。

16ページは国土交通省から、民間賃貸住宅の入居円滑化のガイドラインを作られたという御紹介、下の方には外国人向けの部屋探しのガイドブック、リーフレットを作っていただいたという御紹介でございます。

17ページは総務省からで、新型コロナウイルス感染症への対策として、各種資料を多言語で翻訳をされ、地方自治体に御提供されているという状況などを御紹介しております。

最後、18ページ目でございますが、内閣府の防災担当からですが、防災に必要な情報発信を、一番下の方にS a f e t y t i p sとありますけれども、アプリによるプッシュ型の情報発信というところで、外国人に対しての災害情報を容易に入手できるような仕組みを連携してやっていたいただいているという状

況でございます。

簡単ですが、以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

これも、このテーマだけでも話し始めたら幾らでも話ができるんじゃないかと思えますけれども、私どもは何とか役に立つ提言をまとめていかなければいけないので、その面で言いますと、もう一回やはりこれも事務局の方で、課題についての論点について事務局として考えているものを提示していただいて、それを受けて委員から、それに必ずしも全てとらわれる必要なく、御発言いただければと思います。

それでは、近江課長、残りのところを。

○近江政策課長 座長、ありがとうございます。それでは、19ページ目でございますが、上の方には意見・要望を書かせていただいております。下の方に課題でございますが、多言語・やさしい日本語化の促進、あと外国人の方のニーズに適用した、先ほど、ちゃんと外国人に届くようにというところだと思うんですけれども、届いて役に立つ情報を発信して相談体制を強化すること。あと、通訳体制の強化促進を書いております。

おめくりいただきまして、20ページ目でございます。取組の方向性ということで、先ほどの繰り返しになるんですが、課題として考えたものを促進していくというところを方向として書かせていただいているという状況でございます。

簡単ですが、以上です。

○田中座長 ということでございますので、このテーマについて委員から御意見をいただければと思います。

池上委員からですかね。

○池上委員 限られた時間なので、お話しさせていただきます。二つあります。

まず一つが、やさしい日本語の普及に関することです。やさしい日本語を日本人の側がもっと身近なものと感じて身につけていく必要性というのは、もう十分指摘されていて、その方法について荒唐無稽なんですけど、アイデアがあります。

一つは、検定試験ができないだろうかということです。先ほどオンラインの学習システムに面白いものができていて、地方でそれを研修に使うような方も配置されているということを伺いましたので、それを使っていくといいと思うんですけれども、何か漢字検定みたいな感じで、あそこまで級がなくてもいいと思うんですが、「私、やさしい日本語検定持っているよ」みたいな感じで、何かそういうのがあると、例えば公務員の方、学校の先生、あるいは地方の自治会の人たちもそういうのを取っていったりするんじゃないかということで、

学びの背中を押すような仕組みを考えてみてはどうかというのが1点目です。

2点目が、情報発信についてです。ここにいる皆さん、私も含めて、文字を読むということを日常している、それを仕事にしている人間ですが、多くの方々はこんなに文字は読みません。なので、日本語で書かれているものを、例えばポルトガル語にしました、タガログ語にしましたといっても、誰も読まない。そこで、民間の企業が情報提供しているようなものに学ぶところが大きいと思うんです。私たちの大学は実はデザイン学部というのがありまして、そのデザイン学部の学生たちが、あるベタ打ちA4一枚の情報をどうやって人が読みやすいように、手に取ってもらうようにするかというのをデザインしてみると、全然違うんですね。ワードでベタ打ちするのと全然違う。何を伝えるかということももちろん大事なんだけど、どう伝えるか、本当に大事なところだけ目に焼き付くようにやって、あとは関心のある人はQRコードで読むとか、そういう情報提供のHowのところと、そこにデザイン性ということを視野に入れてもらえば、貴重な情報がよりの確に届くんじゃないかなと思います。取捨選択のメリハリ、前に出す情報を何にすればいいのかという選択、それから、余り普段ベタの文字を読まない人たちでも読みたくなるようなデザイン、こういったことが次の段階で必要なんじゃないかなと強く感じています。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

それでは、林委員。

○林委員 2点ほど私からあります。

まず、通訳翻訳の体制を更に促進ということでしたけれども、これは具体的に、例えば私の分野で、国際保健関係で医療通訳なんかをやっている方とお話をしますと、やはり医療通訳を常に抱えておくのは大変だし、そんなニーズはないと、だから、何とかそれをオンラインなりそういったことでできればいいという意見がありますので、これは何か、電子媒体なり電話なりで、どこか一つそういうセンターがあって、F R E S Cの中にあってもいいと思いますけれども、そこに電話をすると、16言語以外でもいいですけども、一応そこで翻訳サービスをしてくれるというところを国としてやっていただければ、すごくいいのかなと思ったりしています。

それとあと、2点目は、似ているんですけども、どのような内容を発信していくかということで、いろいろメールを送ってとか、そういうことはあるみたいですが、多分、皆さんFAQというか、持っている質問はかなり共通しているものが多いと思うので、そういった質問をどんどん、もうそのままウェブに載せていって、そこにすぐに行けるように、メールに載せるのとは別に、16か国語に対応していただくことも大丈夫だと思うし、もしかして、もうある

のかもしれませんけれども、FAQ化ということでお願いしたいなと思いました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございます。

高橋委員，どうぞ。

○高橋委員 ありがとうございます。行政情報，あるいはその他の情報を提供することについて，出入国在留管理庁がポータルサイトをやって，ここまで充実させて，工夫されていくということですが，私はそれで十分なのかという気がちよっとします。アンケートを見ていると，そもそもどこへ行けばいいのか分からないという情報提供以前の問題で，言葉だけでなく日本の制度，仕組みを知らないことが壁になっていると思います。

ここから話が一気に飛んでしまうんですが，私はポータルサイトではなくて，マイナポータルを作ったらどうかと思います。各個人が自分専用のポータルを持って，当然そこにはマイナンバーとリンクしているわけですが，自分の在留資格だとかそういうものに応じて，受けられるサービス，あるいはいろいろな情報が全部リンクしていると。ベースになるものを国が作って，そこに自治体が付加する，外部のネットワークもつなげていくという形で，全ての情報が必要なときに取れる，あるいはリンクするようになっているという，サイトじゃなくて，マイナポータルをもう作るべきではないかと。同じことを実は日本の国民について今，やろうとしているわけですから，それをやることで相当いろいろなことが解決できると思います。

そのときに，マイナポータルというかどうかは別としても，そういうものをもし作るとすると，私は出入国在留管理庁に必要なのはデジタル化専門人材だと思います。これは規制改革推進会議でもたしか出入国在留管理庁は指摘されていたと思います。申請をオンライン化すれば全てのことがうまくいくわけではなくて，それは手始めにすぎなくて，行政プロセス全体をデジタル化しなくてはいけないわけです。省庁間の情報連絡体制を作るためのバックヤードも必要になるので，そういったことも全部デザインできるデジタル人材を抱えないといけないだろうと思います。それだけ申し上げます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

田村委員，お願いします。

○田村委員 ありがとうございます。視点に関することを三つ，それから提案を一つ，手短にお話ししたいと思います。

まず一つ目は，我々のこの有識者会議で提言をまとめるときに，余り具体的な項目，例えばガイドブックを作りましょうとかいうのもいいんですけども，

どちらかというと、なぜ情報提供するのか、どういうことに留意しなければならないのか、どういうときには必ず多言語しないといけないのかという、そういう方針とかガイドラインですね、これこそが国が示すことであって、細かなこういう施策をやりますとかいうことも大事なんですけども、その基になる、正に困ったときに原点に立ち返れるような方針、それを定めることが非常に重要じゃないかなと思いますというのが1点目です。

2点目は、既に生活ガイドブックとか情報提供というのは長年、自治体や国際交流協会がやってきたことですので、それに更に19年の改正入管法施行以降、国がいろいろやり始めているんですが、若干、屋上屋みたいな気もしないでもないの、F R E S Cに残念ながら総務省とか自治体国際化協会が入っていないんですけども、今までのいろいろな自治体が作っている知見を生かしていく、正にワンストップが交付金という形で、自治体がやってきた相談窓口を今、ワンストップに切り替えているのと同じように、いろいろな情報提供も、既に自治体がやっているものにお金を出すとか、それを強化していく、そういう方向性があるのもいいんじゃないかなというのが2点目です。

3点目は、今回、情報提供の対象者が弱い立場にある外国人の方、支援を必要としている外国人の方への情報提供という視点になっていると思うんですが、それも大事なんですけども、社会参画をする、外国人の方が地域で活躍をするための情報提供、こういう側面も非常に大事ではないかと思います。総務省のプランでいうと三つ目の柱が社会参画支援になっております。これもいろいろな側面があって、地方に行きますと、自治会に参加してほしいとか、消防団に人がいないから外国人に是非入ってほしい、こういうものもあれば、逆に東京の外資系の金融機関とかですと、ボランティア活動をしたいんだけど情報はないのかなと、こういうのもありますね。実際、外国人の方が地域でたくさん活躍をしていますし、災害のときも、情報を得て避難する人もいるでしょうが、避難情報を呼びかける側にも外国人の方はたくさんいますね。コンビニエンスストアって帰宅困難者の支援ステーションになっていますけれども、コンビニでたくさん外国人が働いているわけですよ。そこへ日本人が駆け込んで、水をくれとか、トイレを使わせてくれと言うんだけど、外国人のバイトの人がそれを知らないと結局、助けてもらえないわけですよ。助ける側にも外国人の人はたくさんいるので、外国人の社会参画に必要な情報提供、担い手として外国人が活躍しているので、その視点を加える必要があるんじゃないかというのが視点に関しての3点です。

四つ目が提案といいますか、日本語教育と多言語での情報提供、これを一本で捉えた方がいいんじゃないかなと思います。例えば、4人家族で新規に来日した場合、お子さんの年齢が何歳で、どういう職業に就くのかということをお

尋ねすれば、大体向こう1年間でどんな、例えば通訳、翻訳が必要で、どんなレベルの日本語教育が必要かというのは大体分かりますよね。それを介護保険のケアプランみたいな形で、ケアマネジャーが聞き取って、ここの御家族は向こう1年間、このぐらいのサービスが必要ですよということをアセスメントして、それをクーポンか何か配ってしまう。日本語教育に使ってもいいし、通訳に使ってもいいしと、そういうようなことができないかというのを、実はリーマンショックの直後に定住外国人施策推進室ができたときに私、提案したことがあります。それに交付金を付けてくれと言ったら、いや、そういう金はないんだよねと言われて諦めた経緯がありますけれども、そういうコミュニケーション支援に関して、少なくともアセスメントをする、自治体に最初に来たときに、この御家族はどういう世帯構成で、向こう1年間どういうニーズがあるのか、少なくともアセスメントをして、日本語教育だったらここへ行けばいいですよ、通訳の窓口はここにありますよ、せめてそういうガイダンスができるような、そういう仕組みが必要ではないかなと思ひまして、そういう何か具体的な制度設計ができればいいなと思ひます。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。

予定された時間まであと3分あるんですけども、更に付け加えるべき点があればこの際、御発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 すみません、先ほど日本語教育のときにちょっと言い忘れたんですけども、中にアドバイザーが増えてきてということがあって、これは先に、その前に話したポストの話にもつながるなと思ひまして、ここに書かれていたことをちょっと長い時間で、どのぐらい実際、数が増えてきたのかとか、この日本語の教育を受けた人の実施する団体の数は出ていたんですけども、実際に何人受けているのかとか、統計になりますけれども、そういったこともちょっと見えてくると、今後どうしたらいいかが分かるのかなと思ひたので、お願いしたいなと思ひました。

以上です。

○田中座長 どうもありがとうございました。それでは、今の件について資料収集できたら、お願いしたいと思ひます。

ということで、私も幾つか言いたいこともあるんですけども、多分、今やっていることは、国がやっていることも含めて、日本社会の中で言うと、市民社会の団体や地方自治体や、いろいろなところでいろいろな人たちが苦勞しながら、いろいろなことをやっていると思うんですね。ですから、そういう日本社会の中にある知恵を吸い上げるということを是非心がけていただくと

ということが大事だと思います。日本語教育、やさしい日本語の普及についても、いろいろなところがいろいろなことをやっているわけですし、それから、情報発信についても、今のCOVID-19の中でどうするのかということについて、かなり小さな市民団体の人たちが創意工夫しながらやっていたりすることもありますから、そういうものを是非取り入れて、実際そういうつもりではないと思いますけれども、F R E S Cを作って統一的に1個真ん中に作れば、それで大体みんな済むというわけではないので、やはりネットワーク型に様々な情報がいろいろなところから獲得できるようなシステムというのを作ってってもらわないといけないかなと思っております。

さて、というわけで、なかなか短い時間の中で、事務局にはいろいろ課題も出していただき、それから、私どもの意見もいろいろ言っておりますので、それを取りまとめていただくということで、素案というものを是非作っていただきたいと思います。

今後のやり方等について、近江課長から少し御説明いただけますか。

○近江政策課長 今後の予定については、稲垣外国人施策推進室長から説明します。

○稲垣外国人施策推進室長 失礼いたします。次回の日程でございますが、4月28日水曜日の10時から12時の予定で、オンラインでまたお願いしたいと思います。それまでにまた、今日いただいた意見も踏まえまして、こちらの方で整理させていただいて、座長とも相談しながら、また先生方にも御相談しながら、まとめていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○近江政策課長 次回、今日いただきました資料2の重点事項をもう一度整理をさせていただきまして、その上で、何を個別テーマとして議論をするかというところも整理をしながら、また御連絡させていただければと思います。この共生社会の実現ということで、我々は新規参入的な立場であり、今、勉強しながらやらせていただいているという状況でございますので、至らない点多々ございますが、またお教えいただければと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

○田中座長 ということで、この会議の比較的有利なところは、委員の数が限られているところがございまして、ですから、割と事務局も、会議ということにとらわれず、委員から個別にでも御意見を伺っていただいて、是非よい提言を取りまとめるように努力していただければと思います。

3 閉 会

○田中座長 ということで、大変駆け足で恐縮でしたけれども、本日の会議は、予定時間をもう過ぎておりますので、この辺りで終わりにさせていただきたい

と思います。

委員の先生方，お忙しいところ御参加いただきまして，そして活発に御意見
いただいて，ありがとうございました。

それでは，これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございます。

—了—